

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年6月 17 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2600170号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600014号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成20年1月1日から平成21年1月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成20年1月から同年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から41万円、同年9月から同年12月までの標準報酬月額については、9万8,000円から44万円とする。

平成20年1月から同年12月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成20年1月1日から平成21年1月1日まで

A社に勤務し、海外の子会社に出向していた請求期間の標準報酬月額が、実際の給与額(手取額で38万円ほど)より低い金額で記録されているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

関東信越厚生局長は、令和6年9月17日(受付)に請求者が行った年金記録に係る訂正請求に対し、令和7年3月13日付けで、請求者に係る厚生年金保険原簿の訂正をしない旨の決定を既に通知している。

請求者は上記決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求を行ったところ、その手続の過程において、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額がそれぞれ判明したことから、請求者の請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討し、以下のとおり判断する。

日本年金機構は、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円と算定することが妥当であると回答しているほか、B社から提出された「出向者手取給与計算」、「出向に関する契約書」、「海外赴任規程」及び「年間賃金台帳」(以下「年間賃金台帳等」という。)により、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険

者資格を取得した際の報酬月額及び本来の報酬月額を確認することができる。

したがって、日本年金機構の回答及びB社から提出された年間賃金台帳等により確認できる厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の報酬月額及び本来の報酬月額から、請求期間のうち平成20年1月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については41万円、同年9月から同年12月までの期間に係る標準報酬月額については44万円とすることが必要である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間については、上記「年間賃金台帳」により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は9万8,000円であり、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、上記訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録することが必要である。